公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり公募型プロポーザル参加者の選定の手続を開始します。なお、本公示に記載の業務は、参加表明及び技術提案（実施方針等）を共通する８件の業務を対象に、同時に公告し、一括して申請及び審査を実施する業務です。

複数の業務に参加を希望する場合の参加表明書及び技術提案書の提出方法については、入札説明書によるものとします。

令和３年12月15日

西日本高速道路株式会社　九州支社

支社長　中村　　順

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　40

○第32号

１　業務概要

⑴　本公示にて公告する業務８件（以下「本業務」という。）は、設計業務（総合技術監理型）」の対象業務である。

「設計業務（総合技術監理型）」とは、発注者を支援する総合技術監理業務と、総合技術監理業務により監理する複数の設計業務で構成される業務である。なお、「設計業務（総合技術監理型）」では、本業務以外の説明書に示す別の総合技術監理業務及び設計業務を後続業務とし、当該後続業務を本業務の受注者と随意契約により別途契約するものとする。

⑵　品目分類番号　42

⑶　業務名　本業務の件名については以下①～⑧のとおり。

①　令和４年度　北九州高速道路事務所管内橋梁耐震補強設計業務（その１）

②　令和４年度　九州自動車道　福岡ＩＣ～みやま柳川ＩＣ間橋梁耐震補強設計業務（その１）

③　令和４年度　大分自動車道　筑後小郡ＩＣ～日田ＩＣ間橋梁耐震補強設計業務（その１）

④　令和４年度　宮崎高速道路事務所管内橋梁耐震補強設計業務Ⅰ（その１）

⑤　令和４年度　長崎高速道路事務所管内橋梁耐震補強設計業務（その１）

⑥　令和４年度　長崎自動車道　東脊振ＩＣ～多久ＩＣ間橋梁耐震補強設計業務（その１）

⑦　令和４年度　長崎自動車道　佐賀大和ＩＣ～嬉野ＩＣ間橋梁耐震補強設計業務（その１）

⑧　令和４年度　大分高速道路事務所管内（玖珠地区）橋梁耐震補強設計業務（その１）

⑷　業務箇所

①　九州自動車道

自）福岡県北九州市　至）福岡県福岡市

②　九州自動車道

自）福岡県福岡市　至）福岡県みやま市

大分自動車道

自）佐賀県鳥栖市　至）福岡県小郡市

③　大分自動車道

自）佐賀県鳥栖市　至）大分県日田市

④　宮崎自動車道

自）宮崎県都城市　至）宮崎県宮崎市

九州自動車道

自）宮崎県えびの市　至）鹿児島県姶良郡湧水町

⑤　長崎自動車道

自）佐賀県嬉野市　至）長崎県長崎市

⑥　長崎自動車道

自）佐賀県神埼郡吉野ケ里町　至）佐賀県多久市

⑦　長崎自動車道

自）佐賀県多久市　至）佐賀県嬉野市

⑧　大分自動車道

自）大分県玖珠郡玖珠町　至）大分県由布市

東九州自動車道

自）大分県速見郡日出町　至）大分県別府市

⑸　業務内容　本業務は、各業務箇所における橋梁耐震補強設計を行うものである。

⑹　履行期間　360日間

２　技術提案書の提出者に要求される資格

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　西日本高速道路株式会社における令和３・４年度調査等競争参加資格（橋梁設計）の認定を受けている者であること。

⑶　参加表明書の提出期限の日から見積りの日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域４」において、入札参加資格停止を受けていないこと。

⑷　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑸　参加希望者が共同企業体を構成する場合には、上記⑴から⑷に掲げる条件を満たしている有資格者により構成される共同企業体であること。

⑹　参加希望者が共同企業体を構成する場合には、工事等競争参加資格登録要領別紙15―１に定める標準特定設計共同企業体協定書（甲）による協定書案を提出しなければならない。

⑺　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係

Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

②　以下のいずれかの場合に該当する人的関係

Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

㈠　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

㈡　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

㈢　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

㈣　組合の理事

㈤　その他業務を執行する者であって、㈠から㈣までに掲げる者に準ずる者

Ⅱ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

Ⅲ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③　以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

Ⅰ）組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。

Ⅱ）その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

３　公募型プロポーザル方式に関する事項

公募型プロポーザル方式とは、参加希望者に本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）を提出させることにより、参加希望者に係る技術的適性の審査を行って技術提案を行わせる者を選定し、次いで、選定された者に特定テーマに係る技術提案を記載した書類（以下「技術提案書」という。）を提出させ、当該技術提案を評価し、会社にとって最も有利な提案を行った者を見積者として特定する手続である。